社宅代行サービス事業者協議会　会則

（目　的）

第１条　　本会は、社宅代行サービス事業に係る調査・研究を通じて、居住用建物賃貸借契約事務の簡素化及び社宅委託契約を締結する賃借人（法人借主）の利益保護、並びに関係行政との連携を深める事で社宅代行サービス事業の整備・発展を図り、国民の生活基盤たる賃貸住宅市場の整備に寄与し、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「協会」という。）の活動の一助となることを目的とする。

（事　業）

第 2 条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　社宅代行サービス事業者と賃貸住宅管理業者の関係構築

(2)　社宅委託契約を締結する賃借人（法人借主）への普及啓発

(3)　社宅代行サービス事業に係る行政との関係構築

(4)　社宅代行サービス事業に係る業務改善・適正化

(5)　社宅代行サービス事業の従事者教育・研修及び指導

(6)　社宅代行サービス事業のあり方に関する調査・研究

（事業年度）

第 3 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（会員資格・入会）

第 4 条　以下の条件を全て満たす者は、本会に入会を申し込むことができる。

(1)　協会の会員である者

(2)　社宅代行サービス事業を行っている者

2　　入会は、別途定められた入会手続きを経て幹事会において承認する。

（退会・会員の資格喪失）

第 5 条　　会員は、別に定める退会届を会長に提出して本会を退会することができる。

2　　会員が次の各号に該当した時は、その資格を喪失する。

(1)　本会を退会したとき

(2)　本会の会費等の納入を6か月以上延滞したとき

(3)　法人又は団体が解散もしくはそれに準ずる状態であると本会が認めたとき

(4)　第4条の会員資格を失ったとき

（会　費）

第 6 条　　会員は、幹事会の議決を受け会長が別に定める会費を納めるものとする。

（注）11 月 15 日開催の社宅代行サービス事業者協議会幹事会にて会費が 24,000 円と決定。

（幹事等）

第 7 条　　本会に、次の幹事等を置く。

(1)　幹事　5 名以上 20 名以内　幹事は、協会会長が委嘱する。

(2)　会長　1 名　会長は、幹事のうちから互選により選任し、協会会長が委嘱する。

2　　会長は幹事より、会長を補佐するために5名以内の副会長を委嘱することができる。

3　　会長は幹事より、2名以内の会計担当幹事を委嘱することができる。

4　　幹事の任期は委嘱された日より開始し、協会理事の任期と同じく終了とし、再任を妨げない。

5　　会長及び幹事は、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議の設置）

第 8 条　　本会の業務を適正かつ円滑に執行するために、以下各号のとおり会議を設置する。

(1)　総会　全会員で構成され、当年度の事業計画及び収支予算並びに前年度の事業内容及び決算内容の報告を受ける機関。

(2)　幹事会　会員のうち、幹事をもって構成され、本会の業務執行に関する事項を決議する機関。

（会議の招集）

第 9 条　　第8条にて設置した会議は、会長が招集する。

（議　長）

第10条　　幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

2　　会長がやむを得ない事情により欠席する場合には、他の幹事の互選により議長を決める。

（議　決）

第11条　　幹事会の議事は、この会則に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

（部　会）

第12条　　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、作業部会を設けることができる。

2　　作業部会は、その目的とする事項について、調査・研究、又は審議する。

3　　作業部会の組織及び運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、会長が別に定める。

（改　廃）

第13条　　この会則の改廃は、幹事会の決議を経て行う。

（その他）

第 14 条　この会則にない規程については、協会各種規程に準ずるものとする。

附　則

1　　この会則は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

2　　本会の設立初年度における事業年度は、第3条の規定に関わらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

3　　本会の設立当初の幹事の任期は、第 7 条第 4 項の規定に関わらず、設立日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。